

働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務 企画提案募集要領

働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を行い、本業務を安定的に実施する能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

（１）案件名

働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年３月１６日まで

（４）委託上限額

金３，８４２，９６０円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

（１）以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

ロ 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ホ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ヘ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第３０条第１項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ト 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定するもの）に該当しない者であること。

チ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

リ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

ヌ 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから、宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

（2）上記（1）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール（予定を含む。）

企画提案募集開始	令和7年4月24日（木）
質問受付期限	令和7年5月8日（木） 午後4時
質問への回答	令和7年5月13日（火）までに回答
企画提案への参加申込期限	令和7年5月20日（火） 午後5時
企画提案書の提出期限	令和7年5月23日（金） 午後5時
企画提案書の選考	令和7年6月4日（水） 【予定】
選定結果の通知	令和7年6月上旬 【予定】
契約締結	令和7年6月中～下旬 【予定】

4 応募手続

（1）企画提案書作成等に関する質問の受付

受付期限	令和7年5月8日（木）午後4時
提出方法	指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。 なお、電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 sdsinbk@pref.miyagi.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、令和7年5月13日（火）までに宮城県仙台地方振興事務所地方振興部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容及、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。 また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 企画提案への参加申込

提出期限	令和7年5月20日（火）午後5時
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎4階
提出書類	(1)企画提案参加申込書（様式第2号）1部 (2)宣誓書（様式第3号）1部 (3)同種・類似業務の受注実績（任意様式）1部 ① 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。 ② 過去2年以内に国や地方公共団体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎4階
提出書類	(1)企画提案書（任意様式）10部 構成等については別紙「企画提案書の構成等について」の内容を入れて作成すること。 (2)参考見積書（任意様式）10部 本業務に必要と見込まれる経費を全て計上し、その積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 なお、金額は「消費税及び地方消費税を含まない額」「消費税及び地方消費税の額」「消費税及び地方消費税を含む額」をすべて記載すること。

5 業務委託候補者の選定

(1) 選定方法

審査は、宮城県仙台地方振興事務所が設置する選定委員会で実施し、企画提案書とプレゼンテーションの総合評価により行うものとし、各委員の評価点においての平均が満点の6割以上となった事業者のうち、最高点とした人数が最も多かったものを業務委託候補者（以下「候補者」という。）とする。

提案者が5者を超えた場合は、評価基準に基づく企画提案書の審査を実施し、上位5者のみでプレゼンテーション審査を行うものとする。

審査の結果、最高点とした人数が最も多かったものが2者以上あるときは、各委員の評価点を合計した総合点が高いものを候補者とし、また、総合点と同じ場合は、参考見積

書記載の見積金額が低いものを候補者とし、さらに、見積金額が同じ場合には、くじ引きにより候補者を決定する。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は候補者とし、業務を適切に実施できないと判断（審査基準による評価合計点が満点の6割に満たない場合等）した場合は、候補者とししないものとする。

おって、企画提案者がいない場合又は候補者がいない場合には、再度、企画提案者を募集する。

(2) プレゼンテーションの開催日

令和7年6月4日（水）予定

※実施時間等の詳細については、参加者に後日連絡する。

(3) 会場

宮城県仙台合同庁舎5階501会議室【予定】（仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号）

(4) プレゼンテーションに当たっての条件等

イ 当日の参加人数は、1企画提案者につき2人以内とする。

ロ 1企画提案者当たりの持ち時間は、30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により行うものとする。

ハ プレゼンテーションは事前に提出された書類に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

ニ 投影機材（モニター等）の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

(5) 審査基準及び配点

評価項目	評価事項	配点
業務全体 (5点)	本業務の目的を十分に理解し、業務の実施方針が的確であるか。	5
企画内容 (75点)	(1) プロジェクトチームの運営 ・プロジェクトチームの運営が適切になされ、効果的なサポートが期待できるか。 ・プロジェクトチームメンバー及びスクラム企業について、業務の目的に沿ったメンバー構成となっているか。	15
	(2) プロジェクトチームによる企画会議 ・企画会議のテーマ設定、進め方は適切であるか。 ・効率的・効果的な検討・考察につながることを期待できるか。 ・スクラム企業との意見交換等が効果的に実施され、学生と企業の双方の取り組み推進につながることを期待できるか。	15
	(3) プロジェクトチーム企画イベントの実施 ・参加者の募集方法は、効果的で実現性があるか。 ・スクラム企業の意向も踏まえた内容となるような企画検討が期待できるか。	15
	(4) 仙台地域の働く女性のWEB紹介 ・プロジェクトチームメンバーが企業理解を深め、効果的なインタビューができるようなサポートが期待できるか。	15
	(5) 首都圏に就職した若い女性への就職・ライフコースに関する実態調査 ・目的に沿った対象者の選定が適切に行えるか。 ・インタビューの進め方が適切であり、効果的なインタビューが行える体制となっているか。	15
実施体制 (20点)	(1) 実施スケジュール ・実施スケジュール（打合せ及び報告を含む）は適切で、無理がないか。	10
	(2) 実施体制 ・業務を円滑かつ適切に実施するために必要な知識・経験等を有する人員が配置されているか。	5
	(3) 過去の実績 ・過去に自治体等から受注した同種・類似業務の実績等から、十分な知見・ノウハウを有していると認められるか。	5
合 計		100

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に書面で通知する。

なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには応じない。

6 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選考委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約が締結できない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受託者とする。

(2) 契約保証金等

受託者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(3) 委託金の支払い条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

7 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

(1) 前述「2 参加資格」に違反した場合

(2) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書類を提出した場合

(3) 前述「5 業務委託候補者の選定」に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) その他、公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

8 企画提案に当たっての留意事項

(1) 企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。また、提出後の差替え、変更は認めない。

(3) 提出した企画提案書を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。また、再度の企画提案は認められない。

(4) 企画提案に参加する事業者が、災害等の不可抗力により、企画提案を行うことが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

- (5) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、随時、県と協議することとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。